

第4回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日時：平成26年8月27日（水）

13時30分～15時30分

会場：サンパール荒川 第7集会室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて
- (2) 国が定める基準に基づき区が定める基準について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画における
「量の見込み」の補正と「確保方策」の考え方について
- (4) その他

3 閉 会

配付資料

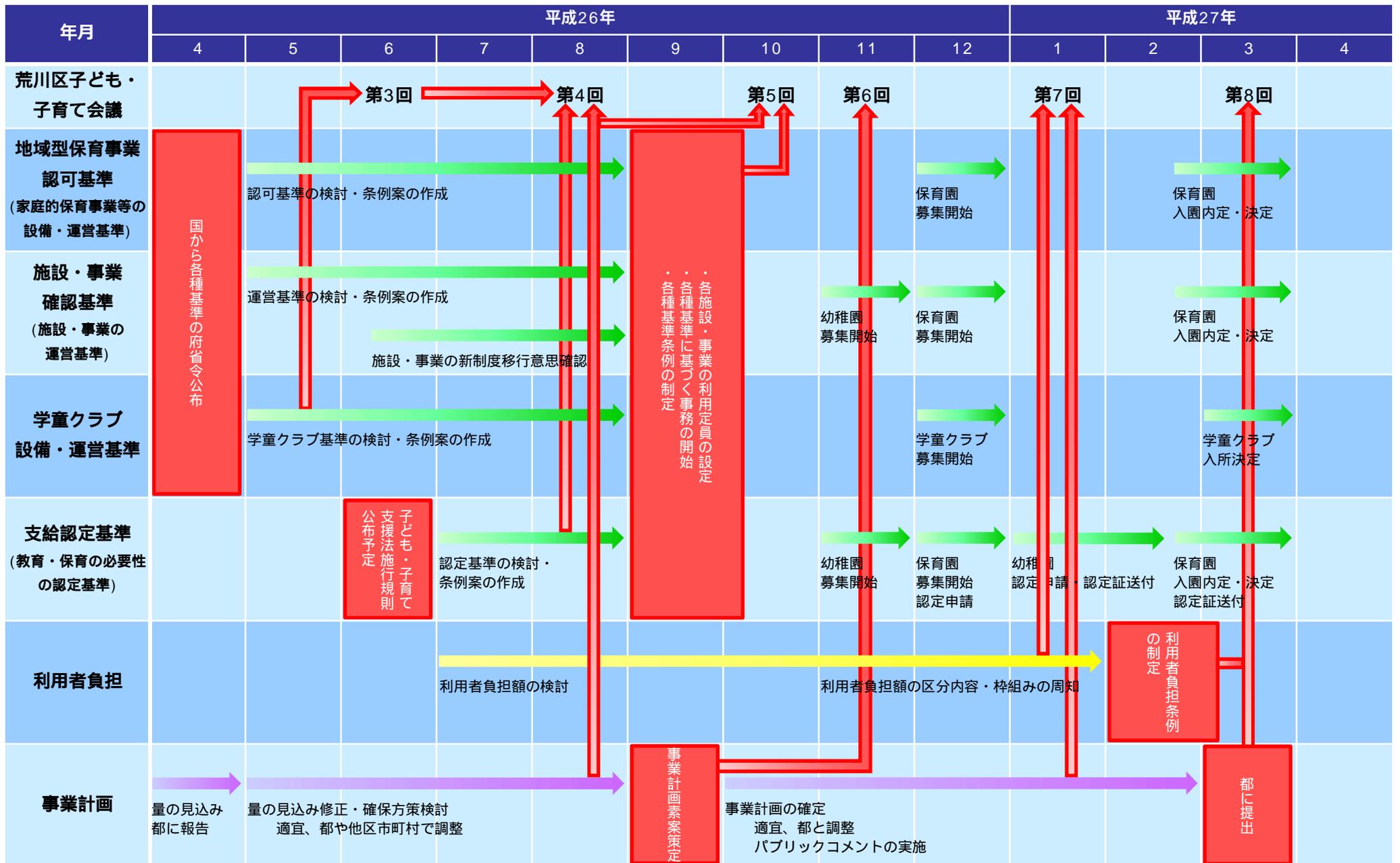
- | | |
|---------|---|
| 資料1 | 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール |
| 資料2 - 1 | 保育の必要性の認定に関する基準に関する基準等（案） |
| 資料2 - 2 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） |
| 資料2 - 3 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等（案） |
| 資料2 - 4 | 学童クラブの設備及び運営に関する基準（案） |
| 資料3 | 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正と 「確保方策」の考え方（案） |
| 参考資料 | 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」補正版 |

資料 1

平成26年8月27日

第4回荒川区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール



資料 2 - 1

平成26年8月27日
第4回荒川区子ども・子育て会議

保育の必要性の認定に関する基準等（案）

保育の必要性の認定について

保護者の申請を受けた区市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給。

| | | |
|----------|---------------------------|---|
| 認定 区分 | 教育標準時間認定（1号認定） | 満3歳以上の小学校就学前子ども |
| | 満3歳以上・ 保育認定 （2号認定） | 満3歳以上の小学校就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |
| | 満3歳未満・ 保育認定 （3号認定） | 満3歳未満の小学校就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |

2号、3号認定については、主に次の3つの事項を勘案し、必要性を認定する。（詳細は次ページ以降参照）

| 事由 | | 区分（保育必要量） | | 優先利用 |
|---|---|---|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障がい 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由 | × | <ol style="list-style-type: none"> 1 保育標準時間 2 保育短時間 | × | <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い 4 虐待やDVのおそれなど、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障がいを有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹が同一保育所等の利用希望 8 小規模保育事業等の卒園児童 9 その他市町村が定める事由 |

1 保育の必要性の認定基準

| 国基準 | 区基準（案） | 区基準（案）の考え方 |
|---|-------------------------------------|--|
| <p>小学校就学前子どもの保護者いずれもが以下のいずれかの事由に該当する場合</p> <p>就労（フルタイムのほか、パートタイム、など基本的にすべての就労に対応。自営業等、居宅内の労働を含む。ただし一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）</p> <p>内閣府令では、就労の下限時間を月48時間～64時間までの範囲内で市町村が定めることとしている。</p> <p>妊娠中であるか又は出産後間もないこと</p> <p>疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がい有していること</p> <p>同居の親族（長期入院等している親族を含む）を常時介護・看護していること</p> <p>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること</p> <p>就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>虐待やDVを行っている又はそのおそれがあること</p> <p>育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>その他、上記の事由に類すると市町村が認める事由</p> | <p>国基準どおり。ただし 就労の下限時間数は48時間とする。</p> | <p>現在、保育所実施基準における就労要件の下限時間数が、月12日以上1日当たり4時間以上（月48時間以上）となっているため、現行制度と同等の時間数とする。</p> |

2 保育の必要量の区分を定める基準

「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育量を定めるための判定基準

| 国基準 | 区基準（案） | 区基準（案）の考え方 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間... 1日11時間まで ・ 保育短時間 ... 1日8時間まで | <p>国基準どおり。ただし保育標準時間の認定に当たっては、1週当たりの就労時間を30時間程度とする。</p> | <p>8時間を超える保育時間は、就労6時間+通勤往復2時間を想定している。</p> |

3 優先利用

利用調整に当たり、優先利用の基準

| 国基準 | 区基準（案） | 区基準（案）の考え方 |
|--|---------------|--|
| <p>調整指数等により、以下に該当する場合に優先利用を可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯 生活保護世帯（就労による自立支援に繋がる等） 生計中心者の失業により就労の必要性が高い 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 子どもが障がいをもつ場合 育児休業明け 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 小規模保育事業など年齢制限のある事業の卒園児童 その他市町村が定める事由 | <p>国基準どおり</p> | <p>現行制度を踏まえ、調整指数による加算や、同一指数の際に考慮する項目とする。</p> |

4 過料

〔子ども・子育て支援法第87条第1項及び第3項の規定に基づき、次のとおり過料に関する規定を定める。〕

| 対象者 | 対象行為 | 過料 | 区の方考え方 |
|---|---|--------|--|
| 小学校就学前子どもの保護者、小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主又はその世帯に属する者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育給付に関し必要な報告、文書等の物件の提出・提示に関して、正当な理由のない拒否や虚偽の報告 | 10万円以下 | 制度の信頼性・公平性・円滑な実施を確保するため、法の規定に基づき、過料を科することができる規定を定める。 |
| 支給認定を受けた保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更の際の支給認定証の提出の拒否 ・支給認定取消しの際の支給認定証の返還の拒否 | | |

資料 2 - 2

平成26年8月27日

第4回荒川区子ども・子育て会議

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

1 家庭的保育事業等に共通する基準

〔対象：家庭的保育、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業〕

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|----------------|--|------------|-------|
| 1 | 最低基準と家庭的保育事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・区が条例で定める基準（最低基準）は、家庭的保育事業等を利用している子ども（子ども）が適切な環境のもと、心身ともに健やかに成長することを保障する ・区は、最低基準を常に向上させるよう努めること ・区長は、家庭的保育事業等を行う者（事業者）に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ・事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させること | 国基準どおり | 参 |
| 2 | 一般原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、子どもの人権に配慮し、人格を尊重して、運営を行うこと ・事業者は、運営の内容を、保護者及び地域社会に適切に説明するよう努めるとともに、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること ・家庭的保育事業等を実施する場所（事業所）の構造設備については、採光、換気等子どもの保健衛生及び子どもに対する危害防止に十分な考慮を払って設けられること | 国基準どおり | 参 |
| 3 | 保育所等との連携 | <p>事業者は、特定地域型保育の適正かつ確実な実施及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項について連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団保育の体験機会の設定及び事業者の相談・助言等 ・代替保育の提供 ・特定地域型保育の提供終了に際して、継続して特定教育・保育を提供すること <p><経過措置> 連携施設の確保が著しく困難で、必要な適切な支援を受けることができる場合は、施行後5年間は確保しないことができる</p> | 国基準どおり | 従 |
| 4 | 非常災害 | 事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、具体的計画を立て、不断の注意を払うよう努めるとともに、月1回以上訓練をすること | 国基準どおり | 参 |
| 5 | 職員の一般的要件 | 家庭的保育事業等に従事する職員（職員）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること | 国基準どおり | 参 |
| 6 | 職員の知識及び技能の向上等 | 職員は、常に自己研鑽に励み、事業の目的の達成に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努め、事業者は職員に資質の向上のための研修の機会を確保すること | 国基準どおり | 参 |

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|---------------------------|--|------------|-----|
| 7 | 他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準 | 事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて設備及び職員の一部を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所特有の設備並びに子どもの保育に直接従事する職員は兼ねることができない | 国基準どおり | 従/参 |
| 8 | 子どもを平等に取り扱う原則 | 事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 9 | 虐待等の禁止 | 職員は、子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 10 | 懲戒に係る権限の濫用禁止 | 事業者は、懲戒に関し子どもの福祉のため、必要な措置を採るときに権限の濫用をしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 11 | 衛生管理等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、子どもの使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的管理とそのための必要な措置を講じること 事業者は、感染症又は食中毒の発生抑止とまん延防止措置を講じるよう努めること 事業者には、事業所等に必要な医薬品・医療品を備え、適正に管理すること 居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持、健康状態の管理を行うこと 居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備、備品について衛生的な管理に努めること | 国基準どおり | 参 |
| 12 | 食事 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、子どもに食事を提供するときは、事業所内で調理すること 献立は、健全な発達に必要な栄養量を含有し、食品の種類・調理方法についても考慮すること 事業者は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること | 国基準どおり | 従 |
| 13 | 食事の提供の特例(外部搬入) | <ul style="list-style-type: none"> 責任が園にあり、管理者が注意を果たせる体制と契約内容が確保されていること 栄養教諭等により、献立等について指導その他必要な配慮がなされること 受託者が給食の趣旨を十分認識し、適切な遂行ができる能力を有すること 年齢や健康状態に応じた提供や、アレルギー等への配慮等、内容・回数等に適切に応じること 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること | 国基準どおり | 従 |
| 14 | 食事の提供の特例(搬入施設) | <p>搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携施設 当該事業所等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場 | 国基準どおり | 従 |
| 15 | 子ども及び職員の健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、子どもに対し、利用開始時の健診及び年2回の定期健診、臨時の健診を学校保健安全法に準じて実施すること 医師は、必要な事項を母子手帳等に記載し、必要に応じて保育を受けること等について勧告すること 職員の健診に当たっては、食事を調理する者に、綿密な注意を払うこと | 国基準どおり | 参 |

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|-----------------|---|------------|-----|
| 16 | 家庭的保育事業所等内部の規程 | 事業者は、次に掲げる運営についての重要事項を定めること <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・提供する保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務内容 ・開所日、開所時間及び閉所日 ・子ども負担その他の費用の種類、理由及び額 ・利用定員 ・利用の開始及び終了に関する事項等留意事項 ・緊急時等の対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置 ・その他重要事項 | 国基準どおり | 参 |
| 17 | 家庭的保育事業所等に備える帳簿 | 事業者は、職員、財産、収支及び子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと | 国基準どおり | 参 |
| 18 | 秘密保持等 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らさないこと ・事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること | 国基準どおり | 従 |
| 19 | 苦情対応 | 事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じ、区から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと | 国基準どおり | 参 |
| 20 | 保育時間 | 事業者は、1日の保育時間を原則8時間とし、必要に応じて定めること | 国基準どおり | 参 |
| 21 | 保育の内容 | 事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育を適切に行うこと | 国基準どおり | 従 |
| 22 | 保護者との連携 | 事業者は、常に子どもの保護者と密接な連絡をとり、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること | 国基準どおり | 参 |

2 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|-------------------|--|------------|-----|
| 23 | 設備の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育を行う専用の部屋を設け、面積は9.9㎡以上とすること ・子どもの保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に屋外遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上児につき1人3.3㎡以上)があること(近隣で代替可) ・火災報知器及び消火器を設置し、定期的に消火・避難訓練を実施すること | 国基準どおり | 従/参 |
| 24 | 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合又は子どもが3人以下で保育補助者が調理する場合は、調理員を置かないことができること ・家庭的保育者1人が保育できる子どもは3人以下とする。ただし、保育補助者とともに保育する場合は5人以下とすること | 国基準どおり | 従 |
| 25 | 家庭的保育者の要件 | <p>区長が行う研修等を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であって、次に掲げる事項に該当する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を行っている子どもの保育に専念できる者 ・児童福祉法に規定する禁忌事項に該当しない者であること | 国基準どおり | 従 |
| 26 | 家庭的保育者1人当たりの子どもの数 | 3人以下、ただし補助者ととともに保育する場合は5人以下とする | 国基準どおり | 従 |

3 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従/参 |
|-----|-------|---|------------|-----|
| 27 | 設備の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を有すること ・乳児室又はほふく室の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・満2歳以上児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を有すること ・保育室又は遊戯室の面積は、子ども1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・屋外遊戯場の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・耐火建築物等、転落防止設備、常用又は避難用の階段等が設けられている場合は2階でも可 ・上記に加えその他必要な基準を満たしている場合は3階以上でも可 | 国基準どおり | 従/参 |
| 28 | 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合は、調理員を置かないことができること ・保育士の数は、次に掲げる数の合計に1を加えた数以上とすること。ただし、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなせること <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね 子ども3人に1人 ・満1歳以上満3歳未満 おおむね 子ども6人に1人 ・満3歳以上満4歳未満 おおむね子ども20人に1人 ・満4歳以上 おおむね子ども30人に1人 | 国基準どおり | 従 |

4 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従/参 |
|-----|-------|---|---|-----|
| 29 | 設備の基準 | 小規模保育事業A型と同様とする | 国基準どおり | 従/参 |
| 30 | 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合は、調理員を置かないことができること ・保育士の数は、次に掲げる数の合計に1を加えた数以上とすること。ただし、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなせることとし、保育士の割合は6割以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね 子ども3人に1人 ・満1歳以上満3歳未満 おおむね 子ども6人に1人 ・満3歳以上満4歳未満 おおむね子ども20人に1人 ・満4歳以上 おおむね子ども30人に1人 | 国基準は、5割以上であるが、認証保育所（都独自事業）の保育士割合は、都営網により6割以上としている。荒川区における保育水準を維持向上させるため、荒川区においては、6割以上とする。その他は国基準どおり | 従 |

5 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|-------|--|------------|-------|
| 31 | 設備の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を有すること ・乳児室又はほふく室の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・満2歳以上児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を有すること ・保育室又は遊戯室の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・屋外遊戯場の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・耐火建築物等、転落防止設備、常用又は避難用の階段等が設けられている場合は2階でも可 ・上記に加えその他必要な基準を満たしている場合は3階以上でも可 | 国基準どおり | 従 / 参 |
| 32 | 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合は、調理員を置かないことができること ・家庭的保育者1人が保育できる子どもは3人以下とする。ただし、保育補助者とともに保育する場合は5人以下とすること | 国基準どおり | 従 |
| 33 | 利用定員 | 6人以上10人以下 <経過措置> 施行後5年間は15人以下 | 国基準どおり | 従 |

6 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|-------------|--|------------|-------|
| 34 | 居宅訪問型保育事業 | 事業者は、次に掲げる保育を提供する <ul style="list-style-type: none"> ・障害、疾病等により集団保育が著しく困難と認められる子どもに対する保育 ・保育施設・事業の利用定員の減少や廃止に対応するための保育 ・優先利用子どもに対する措置に対応するための保育 ・保護者が夜間・深夜の勤務等により、居宅訪問型保育の必要性が高いと区が認める保育 ・居宅訪問型保育以外の保育の提供が困難であると区が認める保育 | 国基準どおり | 従 |
| 35 | 設備及び備品 | 事業所に事業運営に必要な広さを有する専用区画と設備、備品等を設置すること | 国基準どおり | 参 |
| 36 | 職員配置 | 家庭的保育者1人が保育できる子どもは1人とすること | 国基準どおり | 従 |
| 37 | 居宅訪問型保育連携施設 | 障害、疾病等による保育の場合、あらかじめ連携するための障害児入所支援施設その他の区が指定する施設を確保すること | 国基準どおり | 従 |

7 事業所内保育事業（保育所型：定員20人以上）の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従/参 |
|-----|------------|--|------------|-----|
| 38 | 利用定員 | 利用定員の区分に従って区が定める子どもの数以上の定員枠を設けること | 国基準どおり | 参 |
| 39 | 設備の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を有すること ・乳児室の面積は、子ども1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・満2歳以上児を利用させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を有すること ・保育室又は遊戯室の面積は、子ども1人につき1.98㎡以上 ・屋外遊戯場の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具を備えること ・耐火建築物等、転落防止設備、常用又は避難用の階段等が設けられている場合は2階でも可 ・上記に加えその他必要な基準を満たしている場合は3階以上でも可 | 国基準どおり | 従/参 |
| 40 | 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合は、調理員を置かないことができること ・保育士の数は、次に掲げる数の合計数以上とし、2人を下回らないこと <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね 子ども3人に1人 ・満1歳以上満3歳未満 おおむね 子ども6人に1人 ・満3歳以上満4歳未満 おおむね子ども20人に1人 ・満4歳以上 おおむね子ども30人に1人 | 国基準どおり | 従 |
| 41 | 連携施設に関する特例 | 保育所型については、連携施設に対し、相談、助言及び代替保育を求めることを要しないこと | 国基準どおり | 従 |

8 事業所内保育事業（小規模型：定員19人以下）の設備及び運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従/参 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|--|------------|------|----------|-------------|------|----------|-------------|------|-----------|--------|------|-----------|--|---|
| 42 | 利用定員 | 利用定員の区分に従って区が定める子どもの数以上の定員枠を設けること | 国基準どおり | 参 | | | | | | | | | | | | |
| 43 | 設備の基準 | 小規模保育事業A型と同様とする | 国基準どおり | 従/参 | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 職員配置 | <p>・事業所には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は外部搬入する場合は、調理員を置かないことができること</p> <p>・保育士の数は、次に掲げる数の合計に1を加えた数以上とすること。ただし、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなせることとし、保育士の割合は6割以上とすること</p> <table border="0"> <tr> <td>・乳児</td> <td>おおむね</td> <td>子ども3人に1人</td> </tr> <tr> <td>・満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね</td> <td>子ども6人に1人</td> </tr> <tr> <td>・満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね</td> <td>子ども20人に1人</td> </tr> <tr> <td>・満4歳以上</td> <td>おおむね</td> <td>子ども30人に1人</td> </tr> </table> | ・乳児 | おおむね | 子ども3人に1人 | ・満1歳以上満3歳未満 | おおむね | 子ども6人に1人 | ・満3歳以上満4歳未満 | おおむね | 子ども20人に1人 | ・満4歳以上 | おおむね | 子ども30人に1人 | <p>国基準は、5割以上であるが、認証保育所（都独自事業）の保育士割合は、都営網により6割以上としている。荒川区における保育水準を維持向上させるため、荒川区においては、6割以上とする。</p> <p>その他は国基準どおり</p> | 従 |
| ・乳児 | おおむね | 子ども3人に1人 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・満1歳以上満3歳未満 | おおむね | 子ども6人に1人 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・満3歳以上満4歳未満 | おおむね | 子ども20人に1人 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・満4歳以上 | おおむね | 子ども30人に1人 | | | | | | | | | | | | | | |

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等（案）

資料 2 - 3

平成26年8月27日

第4回荒川区子ども・子育て会議

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

〔対象：認定こども園 / 幼稚園 / 保育所〕

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|------------------|--|------------|-------|
| 1 | 利用定員 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園及び保育所の利用定員は、20人以上とする ・施設の区分ごとに、小学校就学前子ども（子ども）の区分に応じ利用定員を定めること ・3号認定子どもについては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めること | 国基準どおり | 従 |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（施設）は、施設の運営に係る重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）について、文書による説明を実施し、利用申込者の同意を得ること ・電磁的方法によることも可とすること | 国基準どおり | 従 / 参 |
| 3 | 利用者負担額等の受領（実費徴収） | <p>施設は、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用について、あらかじめ用途、額、理由を書面で明らかにするとともに説明を行い、同意を得たうえで、保護者から支払いを受けることができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用 ・行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用（3号認定子どもを除き、2号認定子どもについては、主食に限る） ・施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ・その他保護者に負担させることが適当と認められる費用 | 国基準どおり | 従 |
| 4 | 特別利用保育の基準 | 保育所で1号認定子どもに対し、保育を提供する場合は、2号認定子どもの利用定員の範囲内とし、保育所認可基準を遵守すること | 国基準どおり | 従 |
| 5 | 特別利用教育の基準 | 幼稚園で2号認定子どもに対し、教育を提供する場合は、1号認定子どもの利用定員の範囲内とし、幼稚園認可基準を遵守すること | 国基準どおり | 従 |
| 6 | 特定保育所に関する特例 | <ul style="list-style-type: none"> ・区は、当分の間、特定保育所（私立保育所）については、委託費を支払うこととする ・当分の間、特定保育所は、市町村（特別区含む。以下同じ）から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく委託を受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと | 国基準どおり | 従 |

2 特定地域型保育事業の運営に関する基準

〔対象：家庭的保育事業 / 小規模保育事業 / 居宅訪問型保育事業 / 事業所内保育事業〕

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|------------------|--|------------|-------|
| 7 | 利用定員 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業 1人以上 5人以下 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 <p><経過措置> 施行後5年間は15人以下</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅訪問型保育事業 1人 事業の区分ごとに、小学校就学前子どもの区分に応じ利用定員を定めること 3号認定子どもについては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めること | 国基準どおり | 従 |
| 8 | 内容及び手続の説明及び同意 | <ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業者（地域型事業者）は、事業の運営に係る重要事項（運営規程の概要、連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）について、文書による説明を実施し、利用申込者の同意を得ること 電磁的方法によることも可とすること | 国基準どおり | 従 / 参 |
| 9 | 特定教育・保育施設等との連携 | <p>地域型事業者は、特定地域型保育の適正かつ確実な実施及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項について連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団保育の体験機会の設定及び事業者の相談・助言等 代替保育の提供 特定地域型保育の提供終了に際して、継続して特定教育・保育を提供すること <p><経過措置> 連携施設の確保が著しく困難で、必要な適切な支援を受けることができる場合は、施行後5年間は確保しないことができる</p> | 国基準どおり | 従 / 参 |
| 10 | 利用者負担額等の受領（実費徴収） | <p>地域型事業者は、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用について、あらかじめ用途、額、理由を書面で明らかにするとともに説明を行い、同意を得たうえで、保護者から支払いを受けることができること</p> <ul style="list-style-type: none"> 日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用 行事への参加に要する費用 事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 その他保護者に負担させることが適当と認められる費用 | 国基準どおり | 従 |
| 11 | 特別利用地域型保育の基準 | 事業所で1号認定子どもに対し、保育を提供する場合は、利用定員の範囲内とし、地域型保育事業認可基準を遵守すること | 国基準どおり | 従 |
| 12 | 特定利用地域型保育の基準 | 事業所で2号認定子どもに対し、保育を提供する場合は、利用定員の範囲内とし、地域型保育事業認可基準を遵守すること | 国基準どおり | 従 |

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に共通する運営に関する基準

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|-------------------|---|--|-----|
| 13 | 一般原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(事業者)は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供し、子どもの健やかな成長のための環境を確保すること ・事業者は、子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立って教育・保育を提供するよう努めること ・事業者は、地域及び家庭と結びつきを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めること ・事業者は、子どもの人権擁護、虐待防止等のための体制整備や職員に対し研修を行う等必要な措置を講じるよう努めること | 国基準どおり | 参 |
| 14 | 正当な理由のない提供拒否の禁止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用申込みに対し、正当な理由なく拒否してはならないこと ・事業者は、1号認定子どもの選考方法は、あらかじめ保護者に明示し、公正な方法で実施すること ・事業者は、2号・3号認定子どもの選考方法は、あらかじめ保護者に明示し、保育の必要性の高い子どもを優先させること ・事業者は、利用申込みに対し、教育・保育の提供が困難な場合は、適切な措置を講じること | 国基準どおり 前回会議において、適切な措置の対象として新制度対象外事業を想定した区基準案を提示したが、その後の検討において記載がなくても読めることとなったため、国基準どおりに戻すこととする。 | 従/参 |
| 15 | あっせん、調整及び要請に対する協力 | 事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力すること | 国基準どおり | 従 |
| 16 | 受給資格等の確認 | 事業者は、利用開始に当たって、支給認定証を確認すること | 国基準どおり | 参 |
| 17 | 支給認定の申請に係る援助 | 事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、必要な援助を行うこと | 国基準どおり | 参 |
| 18 | 心身の状況等の把握 | 事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること | 国基準どおり | 参 |
| 19 | 小学校等との連携 | 事業者は、小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めること | 国基準どおり | 参 |
| 20 | 提供の記録 | 事業者は、提供日、内容その他必要な事項を記録すること | 国基準どおり | 参 |
| 21 | 利用者負担額等の受領 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする ・事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から基準額の支払いを受けるものとする ・事業者は、利用者負担額等の支払いを受けたときは、領収証を交付すること | 国基準どおり | 従 |

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|--------------------|---|------------|-----|
| 22 | 利用者負担額等の受領(上乘せ徴収) | 事業者は、利用者負担額や施設型給付費又は地域型保育給付費等のほか、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に当たり、質の向上を図るうえで特に必要と認められる対価について、あらかじめ用途、額、理由を書面で明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得たうえで、保護者から支払いを受けることができる | 国基準どおり | 従 |
| 23 | 給付費等の額に係る通知等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、法定代理受領の支給を受けた場合は、保護者に対し、額を通知すること 事業者は、法定代理受領を行わない費用の額の支払いを受けた場合は、提供内容、費用の額その他必要な事項を記載した書類を保護者に対し、交付すること | 国基準どおり | 参 |
| 24 | 取扱方針 | <p>事業者は、次に掲げる取扱方針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を適切に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園 幼稚園及び保育所に関する基準に準ずる 幼稚園 幼稚園教育要領 保育所 保育所保育指針 特定地域型保育事業 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、適切に行うこと | 国基準どおり | 従 |
| 25 | 評価等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること 事業者は、定期的に外部の者による評価等を受けて結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること | 国基準どおり | 参 |
| 26 | 相談及び援助 | 事業者は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと | 国基準どおり | 参 |
| 27 | 緊急時等の対応 | 職員は、子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講じること | 国基準どおり | 参 |
| 28 | 支給認定保護者に関する市町村への通知 | 事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知すること | 国基準どおり | 参 |

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|--------------|--|------------|-----|
| 29 | 運営規程 | <p>事業者は、次に掲げる運営についての重要事項を定めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業の目的・運営方針 ・提供する特定教育・保育、特定地域型保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務内容 ・開所日、開所時間及び閉所日 ・利用者負担その他の費用の種類、理由及び額 ・利用定員 ・利用の開始及び終了に関する事項等留意事項 ・緊急時等の対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置 ・その他重要事項 | 国基準どおり | 参 |
| 30 | 勤務体制の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、適切な特定教育・保育又は特定地域型保育の提供のため、職員の勤務体制を定めること ・事業者が提供する特定教育・保育又は特定地域型保育は、職員によること ・事業者は、職員の資質向上のための研修機会を確保すること | 国基準どおり | 参 |
| 31 | 利用定員の遵守 | 事業者は、利用定員を遵守すること(年度途中の需要増大や災害、虐待、その他のやむを得ない事情を除く) | 国基準どおり | 参 |
| 32 | 掲示 | 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を掲示すること | 国基準どおり | 参 |
| 33 | 平等に取り扱う原則 | 事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 34 | 虐待等の禁止 | 職員は、子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 35 | 懲戒に係る権限の濫用禁止 | 管理者は、懲戒に関し子どもの福祉のため、必要な措置を採るときの権限の濫用をしないこと | 国基準どおり | 従 |
| 36 | 秘密保持等 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないこと ・事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること | 国基準どおり | 従 |
| 37 | 情報の提供等 | 事業者は、保護者が適切に施設・事業所を選択できるよう情報の提供を行うよう努め、提供する情報については、虚偽又は誇大なものとしなないこと | 国基準どおり | 参 |
| 38 | 利益供与等の禁止 | 施設・事業所又は地域子ども・子育て支援事業の関係者に対し又は関係者から、子どもや保護者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与又は收受しないこと | 国基準どおり | 参 |

| No. | 項目 | 区基準 | 区基準(案)の考え方 | 従/参 |
|-----|-----------------|---|------------|-----|
| 39 | 苦情解決 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する等必要な措置を講じること 事業者は、苦情を受けた場合は内容を記録すること 事業者は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めること 事業者は、市町村が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、必要に応じて改善内容を報告すること | 国基準どおり | 参 |
| 40 | 地域との連携等 | 事業者は、運営に当たり、地域住民等との連携協力等地域との交流に努めること | 国基準どおり | 参 |
| 41 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 事業者は、事故発生の防止のため、次に掲げる措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> 事故発生防止のための指針の整備 事故発生時等の報告及び改善策の周知に関する体制の整備 事故発生防止のための委員会及び研修の実施 事業者は、事故発生時には、次に掲げる措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> 速やかに市町村、子どもの家族等に連絡 事故の記録 賠償が発生した場合は速やかに損害賠償を行う その他必要な措置を速やかに講じること | 国基準どおり | 従 |
| 42 | 会計の区分 | 事業者は、特定教育・保育又は特定地域型保育の事業の会計を他の会計と区分すること | 国基準どおり | 参 |
| 43 | 記録の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること 事業者は、子どもに対する特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、5年間保存すること <ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育又は特定地域型保育の提供計画 提供した特定教育・保育又は特定地域型保育に係る必要な事項の記録 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び処置の記録 | 国基準どおり | 参 |

4 過料【新規追加事項】

〔子ども・子育て支援法第87条第2項の規定に基づき、次のとおり過料に関する規定を定める。〕

| 対象者 | 対象行為 | 過料 |
|---|--|--------|
| 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の従事者又は事業者又はこれらの者であった者 | 子どものための教育・保育給付に関して、区長が法第14条第1項に基づき実施する調査等に対し、正当な理由なしに、次の事項をした場合 <ul style="list-style-type: none"> 報告又は物件の提出又は提示をしなかった場合 虚偽の報告又は虚偽の物件の提出又は提示をした場合 職員の質問に対し、答弁せず、又は虚偽の答弁をした場合 検査を拒み、妨げ、忌避した場合 | 10万円以下 |

資料 2 - 4

平成26年8月27日

第4回荒川区子ども・子育て会議

学童クラブの設備及び運営に関する基準（案）

1 学童クラブの設備・運営に関する基準

〔対象：学童クラブ〕

| No. | 項目 | 区基準（案） | 区基準（案）の考え方 | 従 / 参 |
|-----|-----------------------|--|------------|-------|
| 1 | 最低基準の目的と向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・区が条例で定める基準（最低基準）は、学童クラブを利用している児童（利用者）が適切な環境のもと、心身ともに健やかに成長することを保障する ・区は、最低基準を常に向上させるよう努めること ・区長は、学童クラブを運営する者（事業者）に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ・事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させること | 国基準どおり | 参 |
| 2 | 学童クラブの一般原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブにおける支援は、小学校に就学している留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的として行われること ・事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重して、運営を行うこと ・事業者は、運営の内容を、保護者及び地域社会に適切に説明するよう努めるとともに、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること ・学童クラブを実施する場所（事業所）の構造設備については、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられること | 国基準どおり | 参 |
| 3 | 非常災害対策 | 事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、具体的計画を立て、不断の注意と定期的な訓練をするよう努めること | 国基準どおり | 参 |
| 4 | 職員の一般的要件、職員の知識・技能の向上等 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない、事業者は職員に資質の向上のための研修の機会を確保すること | 国基準どおり | 参 |
| 5 | 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設置すること。 ・専用区画の面積は、児童一人につき、おおむね1.65㎡以上であること ＜経過措置＞施行後5年間は、利用者の支援に支障がない場合で区長が特に認めるときは適用しないことができる。 ・専用区画は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら学童クラブの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない | 国基準どおり | 参 |

| No. | 項目 | 国基準 | 区基準(案) | 従/参 |
|-----|-------------------|--|--------|-----|
| 6 | 放課後児童支援員の員数及び資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならず、その員数は、支援の単位ごとに2人以上(1人を除き補助員をもって代替可)とすること ・放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものであること ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専任であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない <経過措置> 施行後5年間は、研修を修了することを予定しているものを含む。 | 国基準どおり | 従/参 |
| 7 | 児童の集団の規模 | 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること | 国基準どおり | 参 |
| 8 | 平等取扱及び虐待等の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしないこと ・職員は、子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしないこと | 国基準どおり | 参 |
| 9 | 衛生管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的管理と必要な措置を講じること ・感染症又は食中毒の発生抑止とまん延防止措置を講ずるよう努めること ・事業所には、必要な医薬品・医療品を備え、適正に管理すること | 国基準どおり | 参 |
| 10 | 運営規程 | 事業者は、学童クラブの運営についての重要事項に関する規程を事業所ごとに定めておくこと | 国基準どおり | 参 |
| 11 | 帳簿の整備 | 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと | 国基準どおり | 参 |
| 12 | 秘密保持 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないこと ・事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること | 国基準どおり | 参 |
| 13 | 苦情対応 | 事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じ、区から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと | 国基準どおり | 参 |
| 14 | 開所時間及び日数 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、開所時間について、学校休業日にあつては8時間以上とし、学校の休業日以外の日にあつては3時間以上を原則として、事業所ごとに定めること ・事業者は、開所日数について、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに定めること | 国基準どおり | 参 |
| 15 | 保護者との連絡 | 事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得るよう努めること | 国基準どおり | 参 |
| 16 | 関係機関との連絡 | 事業者は、区、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たること | 国基準どおり | 参 |
| 17 | 事故発生時の対応 | 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに区、保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと | 国基準どおり | 参 |

資料 3

平成26年8月27日
第4回荒川区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正と「確保方策」の考え方（案）

1. 推計人口について

（単位：人）

| 項目 | | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 年度 | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 0 歳児 | 南千住 | 532 | 524 | 516 | 508 | 498 | 584 | 564 | 541 | 516 | 491 |
| | 荒川 | 250 | 249 | 248 | 247 | 246 | 268 | 269 | 267 | 267 | 266 |
| | 町屋 | 215 | 213 | 208 | 202 | 196 | 242 | 236 | 232 | 228 | 221 |
| | 尾久 | 368 | 362 | 354 | 348 | 339 | 389 | 383 | 373 | 367 | 359 |
| | 日暮里 | 465 | 480 | 498 | 511 | 524 | 452 | 467 | 481 | 495 | 508 |
| | 小計 | 1,830 | 1,828 | 1,824 | 1,816 | 1,803 | 1,935 | 1,919 | 1,894 | 1,873 | 1,845 |
| 1 } 2 歳児 | 南千住 | 1,119 | 1,133 | 1,138 | 1,122 | 1,106 | 1,071 | 1,137 | 1,155 | 1,112 | 1,064 |
| | 荒川 | 440 | 468 | 489 | 487 | 485 | 438 | 483 | 527 | 526 | 524 |
| | 町屋 | 457 | 457 | 447 | 440 | 429 | 456 | 492 | 494 | 484 | 476 |
| | 尾久 | 728 | 755 | 727 | 713 | 699 | 728 | 770 | 773 | 757 | 741 |
| | 日暮里 | 869 | 906 | 941 | 974 | 1,005 | 863 | 899 | 910 | 939 | 967 |
| | 小計 | 3,613 | 3,719 | 3,742 | 3,736 | 3,724 | 3,556 | 3,781 | 3,859 | 3,818 | 3,772 |
| 3 } 5 歳児 | 南千住 | 1,746 | 1,738 | 1,746 | 1,757 | 1,767 | 1,643 | 1,580 | 1,566 | 1,594 | 1,636 |
| | 荒川 | 663 | 659 | 647 | 661 | 688 | 624 | 624 | 626 | 664 | 707 |
| | 町屋 | 685 | 710 | 699 | 687 | 685 | 673 | 685 | 683 | 705 | 735 |
| | 尾久 | 1,071 | 1,048 | 1,079 | 1,058 | 1,077 | 1,071 | 1,059 | 1,088 | 1,085 | 1,120 |
| | 日暮里 | 1,059 | 1,141 | 1,216 | 1,295 | 1,347 | 1,055 | 1,121 | 1,196 | 1,268 | 1,319 |
| | 小計 | 5,224 | 5,296 | 5,387 | 5,458 | 5,564 | 5,066 | 5,069 | 5,159 | 5,316 | 5,517 |
| 南千住 計 | 3,397 | 3,395 | 3,400 | 3,387 | 3,371 | 3,298 | 3,281 | 3,262 | 3,222 | 3,191 | |
| 荒川 計 | 1,353 | 1,376 | 1,384 | 1,395 | 1,419 | 1,330 | 1,376 | 1,420 | 1,457 | 1,497 | |
| 町屋 計 | 1,357 | 1,380 | 1,354 | 1,329 | 1,310 | 1,371 | 1,413 | 1,409 | 1,417 | 1,432 | |
| 尾久 計 | 2,167 | 2,165 | 2,160 | 2,119 | 2,115 | 2,188 | 2,212 | 2,234 | 2,209 | 2,220 | |
| 日暮里 計 | 2,393 | 2,527 | 2,655 | 2,780 | 2,876 | 2,370 | 2,487 | 2,587 | 2,702 | 2,794 | |
| 合計 | 10,667 | 10,843 | 10,953 | 11,010 | 11,091 | 10,557 | 10,769 | 10,912 | 11,007 | 11,134 | |
| 補正に関する説明 | 平成17～26年の各年4月1日現在における住民基本台帳の人口を使用し、最新の推計人口を算出した。 | | | | | | | | | | |

2. 幼児教育・保育について

(単位：人)

| 項目 | | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | | |
|----------|----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 1号認定 | | 2,026 | 2,065 | 2,103 | 2,136 | 2,176 | 1,927 | 1,931 | 1,989 | 2,043 | 2,113 | |
| 2号認定 | 幼児教育 | 450 | 459 | 468 | 475 | 484 | 428 | 429 | 442 | 454 | 470 | |
| | 保育 | 南千住 | 902 | 910 | 901 | 897 | 944 | 773 | 744 | 738 | 751 | 771 |
| | | 荒川 | 345 | 346 | 335 | 339 | 370 | 294 | 295 | 295 | 313 | 334 |
| | | 町屋 | 357 | 373 | 362 | 352 | 366 | 317 | 323 | 322 | 333 | 347 |
| | | 尾久 | 555 | 550 | 558 | 542 | 576 | 505 | 499 | 512 | 512 | 528 |
| | | 日暮里 | 550 | 595 | 626 | 663 | 721 | 498 | 527 | 564 | 595 | 619 |
| | | 小計 | 2,709 | 2,774 | 2,782 | 2,793 | 2,977 | 2,387 | 2,388 | 2,431 | 2,504 | 2,599 |
| 計 | 3,159 | 3,233 | 3,250 | 3,268 | 3,461 | 2,815 | 2,817 | 2,873 | 2,958 | 3,069 | | |
| 3号認定 | 0歳児 | 南千住 | 129 | 133 | 131 | 129 | 126 | 152 | 147 | 141 | 134 | 128 |
| | | 荒川 | 61 | 63 | 63 | 63 | 63 | 70 | 70 | 70 | 69 | 69 |
| | | 町屋 | 52 | 54 | 53 | 51 | 50 | 63 | 61 | 61 | 59 | 58 |
| | | 尾久 | 89 | 92 | 90 | 88 | 86 | 101 | 100 | 97 | 95 | 94 |
| | | 日暮里 | 113 | 122 | 126 | 129 | 133 | 119 | 122 | 125 | 131 | 132 |
| | | 小計 | 444 | 464 | 463 | 460 | 458 | 505 | 500 | 494 | 488 | 481 |
| | 1・2歳児 | 南千住 | 517 | 547 | 576 | 582 | 573 | 549 | 581 | 591 | 570 | 545 |
| | | 荒川 | 204 | 227 | 248 | 252 | 252 | 224 | 246 | 270 | 269 | 268 |
| | | 町屋 | 212 | 222 | 227 | 229 | 223 | 233 | 252 | 253 | 248 | 244 |
| | | 尾久 | 336 | 366 | 368 | 369 | 362 | 372 | 394 | 396 | 387 | 379 |
| | | 日暮里 | 402 | 438 | 476 | 504 | 520 | 442 | 462 | 465 | 480 | 494 |
| | | 小計 | 1,671 | 1,800 | 1,895 | 1,936 | 1,930 | 1,820 | 1,935 | 1,975 | 1,954 | 1,930 |
| 計 | 2,115 | 2,264 | 2,358 | 2,396 | 2,388 | 2,325 | 2,435 | 2,469 | 2,442 | 2,411 | | |
| 合計 | | 7,300 | 7,562 | 7,711 | 7,800 | 8,025 | 7,067 | 7,183 | 7,331 | 7,443 | 7,593 | |
| 補正に関する説明 | | <p>幼児教育（1・2号認定）については、26年度までの園児数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。</p> <p>保育（2・3号認定）については、ニーズ調査の数値と最新の推計人口を使用し、再計算した。</p> | | | | | | | | | | |
| 幼児教育 | 現状と課題 | 近年、私立幼稚園の廃園が続き、区内の私立幼稚園等の定員が減ってきているため、私立幼稚園等通園児の約6割が区外園に通園している。 | | | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 区内の幼児教育施設の整備による定員の確保を図っていく。 | | | | | | | | | | |
| 保育 | 現状と課題 | 認可保育所や認証保育所の新規開設や家庭福祉員の増員等により、保育利用定員拡大を図り、待機児童解消に努めている。 今後も、マンション建設や再開発等により、地域によっては保育利用定員に不足が生じることが予想される。 | | | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 地域別・年齢別のニーズを把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等により利用定員拡大を図るとともに、個別の年齢には地域型保育事業や家庭福祉員など、多様なニーズに対応する保育施策を展開していく。 | | | | | | | | | | |

3. 地域子育て交流サロン事業

(単位：人)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 南千住 | 18,197 | 18,263 | 18,230 | 17,966 | 17,679 | 18,271 | 18,779 | 18,723 | 17,973 | 17,167 |
| 荒川 | 5,097 | 5,404 | 5,689 | 5,709 | 5,746 | 5,141 | 5,533 | 6,006 | 6,051 | 6,078 |
| 町屋 | 4,964 | 5,050 | 5,056 | 4,993 | 4,912 | 5,083 | 5,357 | 5,492 | 5,433 | 5,362 |
| 尾久 | 10,869 | 11,077 | 10,720 | 10,522 | 10,294 | 8,513 | 8,787 | 8,734 | 8,566 | 8,383 |
| 日暮里 | 7,424 | 7,714 | 8,009 | 8,265 | 8,510 | 7,411 | 7,699 | 7,840 | 8,082 | 8,313 |
| 計 | 46,551 | 47,508 | 47,704 | 47,455 | 47,141 | 44,419 | 46,155 | 46,795 | 46,105 | 45,303 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの利用者数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>就学前の乳幼児とその保護者などを対象に、日中自由に時間を過ごすことができ、親子の交流の場を提供する「親子ふれあいひろば」や、子育て等に関する相談を受ける専任職員を配置した「地域子育て交流サロン」を区内各地で実施している。</p> <p>「地域子育て交流サロン」及び「親子ふれあいひろば」ともに、設置場所に地域の偏りがあり、町屋・西日暮里地域において不足している。</p> | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 利用実態の把握に努めるとともに、地域子育て交流サロン等に関する地域の偏りの解消を図り、区内全域で在宅育児を支援していく。 | | | | | | | | | |

4. 妊婦健康診査

(単位：人又は回)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 受診者数 | 2,043 | 2,039 | 2,030 | 2,015 | 2,001 | 2,058 | 2,031 | 2,008 | 1,978 | 1,956 |
| 健診回数 | 21,469 | 21,422 | 21,328 | 21,175 | 21,022 | 21,937 | 21,651 | 21,411 | 21,091 | 20,851 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの受診者数及び受診回数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>妊娠届出時に交付する受診票により、妊婦健康診査14回及び妊婦超音波検査1回について、健診費用の助成を行っている。</p> <p>都内助産院又は都外帰り先での妊婦健診及び超音波検査受診については、出産後、受診者からの申請により健診費用の助成を行っている。</p> | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 今後も継続して妊婦健診の費用助成を行うことにより、妊娠時の経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健診の受診を促していく。 | | | | | | | | | |

5. 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 訪問者数 | 1,712 | 1,710 | 1,706 | 1,699 | 1,687 | 2,027 | 2,010 | 1,984 | 1,962 | 1,933 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの訪問者数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>生後4カ月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等に関する助言を行っている。</p> <p>出生数の増加に伴い、家庭訪問数が増加している。</p> <p>訪問を行った際に居場所が確認できない乳児があり、所在確認が必要な乳児が増加傾向にある。</p> | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 現行の体制を継続するが、今後の出生数増加や所在の確認ができない乳児に対応できるよう、適宜実施体制の見直しを図っていく。 | | | | | | | | | |

6. 養育支援訪問事業

(単位：回)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|---|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 訪問回数 | 1,047 | 1,046 | 1,043 | 1,039 | 1,031 | 632 | 641 | 652 | 659 | 665 |
| 補正に関する説明 | 補正前の数値に誤りがあったため訂正するとともに、25年度までの訪問回数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・ホームヘルパーがその居宅を訪問して養育や子どもの発達等に関する相談、指導、家事・育児支援等を行い、当該家庭における適切な養育の実施、養育環境の維持・改善を図っている。</p> <p>対象家庭の選定や支援内容について、随時見直しを行い関係機関で情報を共有している。</p> | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 真に支援が必要な人へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後も見守りなどの方法について検討していく。 | | | | | | | | | |

7. ショートステイ事業

(単位：人日)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 利用日数 | 184 | 188 | 191 | 195 | 197 | 212 | 215 | 217 | 220 | 220 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの利用日数の実績と最新の推計人口を使用して再計算し、0～2歳未満の乳幼児の利用見込を加えた。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | 現在、区内の母子生活支援施設で2歳児以上を対象に実施しており、0～2歳未満の乳幼児のショートステイ事業が実施できていない。 | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 0～2歳未満の乳幼児のショートステイ受入先について検討していく。 2歳～中学3年生については、より利用しやすい事業体制を整えていく。 | | | | | | | | | |

8. ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

(単位：回)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 低学年 | 2,173 | 2,214 | 2,252 | 2,295 | 2,325 | 2,375 | 2,416 | 2,453 | 2,490 | 2,513 |
| 高学年 | 641 | 653 | 664 | 677 | 686 | 700 | 712 | 713 | 734 | 741 |
| 計 | 2,814 | 2,867 | 2,916 | 2,972 | 3,011 | 3,075 | 3,128 | 3,166 | 3,224 | 3,254 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの利用回数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>協力会員が利用会員の子ども(生後6カ月～小学6年生が対象)に対し、保育園等の送迎や帰宅後の預かりを行う。</p> <p>利用希望に対して協力会員の数が少なく、利用できない状況がある。</p> | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 区民のニーズに応えられるよう、引き続き本事業についてホームページや区報などで積極的に周知し、協力会員の増加を図るとともに、事業の充実に向けて検討していく。 | | | | | | | | | |

9. 一時預かり事業

(単位：回)

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|---------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 幼稚園(1号認定) | | | | | | 5,247 | 5,240 | 5,344 | 5,506 | 5,714 |
| 幼稚園(2号認定) | | | | | | 67,410 | 67,568 | 69,915 | 71,505 | 74,025 |
| 小計 | | | | | | 72,657 | 72,808 | 75,259 | 77,011 | 79,739 |
| 一時保育(保育所) | 5,589 | 5,681 | 5,739 | 5,769 | 5,811 | 5,531 | 5,642 | 5,717 | 5,767 | 5,834 |
| ファミリー・サポート・センター | 7,672 | 7,816 | 7,953 | 8,102 | 8,211 | 7,617 | 7,748 | 7,867 | 7,988 | 8,062 |
| 地域子育て交流サロン 一時預かり | 1,024 | 1,043 | 1,047 | 1,044 | 1,039 | 1,034 | 1,073 | 1,083 | 1,071 | 1,057 |
| 小計 | 14,285 | 14,540 | 14,739 | 14,915 | 15,061 | 14,182 | 14,463 | 14,667 | 14,826 | 14,953 |
| 計 | 14,285 | 14,540 | 14,739 | 14,915 | 15,061 | 86,839 | 87,271 | 89,926 | 91,837 | 94,692 |
| 補正に関する説明 | 幼稚園については、新たに量の見込みに含めた。その他(一時保育(保育所)、ファミリー・サポート・センター、地域子育て交流サロン)については、25年度までの利用回数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 私立幼稚園 | 現状と課題 | 区内私立幼稚園全園において、幼稚園の教育課程終了後の預かり保育を実施しているほか、長期休暇中も実施している園がある。 通常教育期：週4～5日間、各日2～3時間半 長期休暇中：週4～5日間、各日3時間半～4時間 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 現在実施している幼稚園において、引き続き、預かり保育を実施するとともに、保育実施状況及び利用者のニーズを把握することで、可能な限り、実施内容の多様化を検討していく。 | | | | | | | | |
| (一時保育) | 現状と課題 | 冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合に乳幼児を預かっており、利用実績は年間5,000件を超えている。 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 一時保育専用スペースの確保等、確実にニーズに応えられるよう努めていく。 | | | | | | | | |
| ファミリー・サポート・センター | 現状と課題 | 8. ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)に記載 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 8. ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)に記載 | | | | | | | | |
| 地域子育て交流サロン 一時預かり | 現状と課題 | 地域子育て交流サロンの一部で週1回2時間の理由を問わない一時預かりを実施している。 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 実施場所や実施回数、預かり時間等、利用者の要望を踏まえ、検討していく。 | | | | | | | | |

10. 延長保育事業（18時以降）

（単位：回）

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|---|---|-----|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 幼稚園 | 264 | 267 | 272 | 276 | 281 | 算出不要 | | | | |
| 保育所 | 495 | 493 | 493 | 493 | 493 | 864 | 882 | 900 | 918 | 938 |
| 認証保育所 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| 家庭福祉員 | 6 | 6 | 9 | 9 | 12 | 6 | 6 | 9 | 9 | 12 |
| 計 | 873 | 874 | 882 | 886 | 894 | 978 | 996 | 1,017 | 1,035 | 1,058 |
| 補正に関する説明 | 保育所は25年度までの利用回数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。認証保育所及び家庭福祉員は補正なし。 | | | | | | | | | |
| 保育所 | 現状と課題 | 認可保育所全園で1時間の延長保育を実施し、保護者の多様な就労形態や通勤時における交通災害等の緊急時に対応している。 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 認可保育所全園での延長保育の実施を継続し、新規開設する保育所においても延長保育の実施を促進していく。 | | | | | | | | |
| 認証保育所 | 現状と課題 | 区内全ての認証保育所が20時以降までの延長保育に対応している。 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 保護者の要望、認証保育所の意向等を踏まえ、延長保育の運用については柔軟に対応していく。 | | | | | | | | |
| 家庭福祉員 | 現状と課題 | 区内の家庭福祉員については、保育時間を原則16時30分又は17時までとしているが、保護者の就労状況、家庭福祉員の状況等を踏まえ、双方の合意が成立した場合には延長保育にも対応している。 | | | | | | | | |
| | 確保方策の考え方 | 保護者の要望、家庭福祉員の意向等を踏まえ、延長保育の運用については柔軟に対応していく。 | | | | | | | | |

11. 病児・病後児保育事業

（単位：回）

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 利用延人数 | 879 | 884 | 884 | 884 | 884 | 834 | 839 | 839 | 839 | 839 |
| 補正に関する説明 | 25年度までの利用延べ人数の実績と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | 現在、病後児保育は年間700件を超える利用がある。 26年度から、症状が軽度であり入院治療の必要のない子どもを対象に病児保育を開始している。 | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | 本事業について更なる周知を図るとともに、確実に区民のニーズに応えられるよう、地域のバランスにも配慮しながら、事業の充実に向けて検討していく。 | | | | | | | | | |

12. 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（単位：人）

| 項目 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 低学年 | 南千住 | 423 | 424 | 432 | 436 | 425 | 458 | 470 | 481 | 479 | 461 |
| | 荒川 | 172 | 163 | 159 | 156 | 151 | 252 | 250 | 241 | 238 | 239 |
| | 町屋 | 174 | 161 | 163 | 158 | 161 | 181 | 181 | 182 | 178 | 181 |
| | 尾久 | 285 | 269 | 259 | 254 | 244 | 155 | 155 | 152 | 153 | 151 |
| | 日暮里 | 233 | 229 | 236 | 243 | 257 | 224 | 233 | 244 | 255 | 272 |
| | 小計 | 1,287 | 1,246 | 1,249 | 1,247 | 1,238 | 1,270 | 1,289 | 1,300 | 1,303 | 1,304 |
| 高学年 | 南千住 | 149 | 160 | 171 | 181 | 194 | 60 | 64 | 64 | 65 | 66 |
| | 荒川 | 65 | 64 | 66 | 69 | 68 | 37 | 36 | 35 | 35 | 34 |
| | 町屋 | 63 | 64 | 66 | 72 | 69 | 24 | 24 | 25 | 26 | 25 |
| | 尾久 | 116 | 113 | 114 | 115 | 114 | 24 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 日暮里 | 90 | 92 | 95 | 99 | 103 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 |
| | 小計 | 483 | 493 | 512 | 536 | 548 | 175 | 177 | 178 | 181 | 180 |
| 計 | 1,770 | 1,739 | 1,761 | 1,783 | 1,786 | 1,445 | 1,466 | 1,478 | 1,484 | 1,484 | |
| 補正に関する説明【低学年】 | 「実績ベース」により毎年0.5ポイントの減少として計算したが、「ニーズ調査」の詳細分析結果をもとに最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | | |
| 補正に関する説明【高学年】 | 「実績ベース」はにこにこすくーる利用児童の利用率を適用したが、「ニーズ調査」「2013学童保育実施状況調査結果(全国学童保育連絡協議会)」の回答と最新の推計人口を使用し、再計算した。 | | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>年々増加する学齢人口に比例して、学童クラブ利用児童数も増加している。</p> <p>にこにこすくーるの計画的開設により、帰宅時間の早い学童クラブ利用希望者などには、にこにこすくーるへの参加を促進している。</p> <p>児童福祉法の改正により対象児童が6年生まで拡大されたことやマンション等の開発により、地域によっては利用定員の確保が困難な状況が見込まれている。</p> | | | | | | | | | | |
| 確保方策の考え方 | <p>学童クラブ室については児童の安全確保を第一に考え、対応可能な施設において定員拡大を図る。</p> <p>学童利用希望者が多い学校内学童クラブや学童クラブのない学校に、にこにこすくーるを早期開設することにより、学童クラブ利用希望者数の緩和を図る。</p> <p>これまで学童クラブの利用対象ではなかった4～6年（障がい児を除く）は自立度が高いことから、地域ごとに受入可能な校外学童クラブへの利用を進めていくことにより、高学年の利用対象拡大に対応していく。</p> | | | | | | | | | | |

13. 利用者支援

| | |
|----------|---|
| 現状と課題 | <p>27年度より地域子ども・子育て支援事業の1つとして新たに位置づけられている。</p> <p>子どもや保護者に対し身近な場所で子育てに関する相談や情報提供を行い、地域における子育て支援事業の円滑な利用を図るため、必要な支援を行う。</p> |
| 確保方策の考え方 | <p>コーディネーターを配置し、保育所や幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供の他、子育ての悩み等の相談など区の子育て支援策を総合的に案内できるよう取り組む。</p> |

子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」補正版について

平成26年8月27日
第4回荒川区子ども・子育て会議

幼児教育・保育の量の見込み(認定別)

(単位:人)

| 年度 | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 31年度 | | |
|-----------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 項目 | | 人数 | 構成比 | |
| 推計人口 | 0歳児 | 1,935 | | 1,919 | | 1,894 | | 1,873 | | 1,845 | | |
| | 1~2歳児 | 3,556 | | 3,781 | | 3,859 | | 3,818 | | 3,772 | | |
| | 3~5歳児 | 5,066 | | 5,069 | | 5,159 | | 5,316 | | 5,517 | | |
| | 計 | 10,557 | | 10,769 | | 10,912 | | 11,007 | | 11,134 | | |
| 1号認定 | | 1,927 | 38.0% | 1,931 | 38.1% | 1,989 | 38.6% | 2,043 | 38.4% | 2,113 | 38.3% | |
| 2号認定 (3~5歳児) | 幼児教育 | 428 | 8.4% | 429 | 8.5% | 442 | 8.6% | 454 | 8.5% | 470 | 8.5% | |
| | 保育 | 南千住 | 773 | | 744 | | 738 | | 751 | | 771 | |
| | | 荒川 | 294 | | 295 | | 295 | | 313 | | 334 | |
| | | 町屋 | 317 | | 323 | | 322 | | 333 | | 347 | |
| | | 尾久 | 505 | | 499 | | 512 | | 512 | | 528 | |
| | | 日暮里 | 498 | | 527 | | 564 | | 595 | | 619 | |
| | 小計 | 2,387 | 47.1% | 2,388 | 47.1% | 2,431 | 47.1% | 2,504 | 47.1% | 2,599 | 47.1% | |
| 計 | 2,815 | 55.6% | 2,817 | 55.6% | 2,873 | 55.7% | 2,958 | 55.6% | 3,069 | 55.6% | | |
| 3号認定 (0~2歳児) | 0歳児 | 南千住 | 152 | | 147 | | 141 | | 134 | | 128 | |
| | | 荒川 | 70 | | 70 | | 70 | | 69 | | 69 | |
| | | 町屋 | 63 | | 61 | | 61 | | 59 | | 58 | |
| | | 尾久 | 101 | | 100 | | 97 | | 95 | | 94 | |
| | | 日暮里 | 119 | | 122 | | 125 | | 131 | | 132 | |
| | | 小計 | 505 | 26.1% | 500 | 26.1% | 494 | 26.1% | 488 | 26.1% | 481 | 26.1% |
| | 1・2歳児 | 南千住 | 549 | | 581 | | 591 | | 570 | | 545 | |
| | | 荒川 | 224 | | 246 | | 270 | | 269 | | 268 | |
| | | 町屋 | 233 | | 252 | | 253 | | 248 | | 244 | |
| | | 尾久 | 372 | | 394 | | 396 | | 387 | | 379 | |
| | | 日暮里 | 442 | | 462 | | 465 | | 480 | | 494 | |
| | | 小計 | 1,820 | 51.2% | 1,935 | 51.2% | 1,975 | 51.2% | 1,954 | 51.2% | 1,930 | 51.2% |
| 計 | 2,325 | 42.3% | 2,435 | 42.7% | 2,469 | 42.9% | 2,442 | 42.9% | 2,411 | 42.9% | | |

保育における区域別の構成比は、区全体で算出している。

幼児教育・保育の量の見込み(事業別)

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | (単位：人) 25年度実績 | |
|------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|-------|
| 幼児教育 | 1号認定 | 1,927 | 1,931 | 1,989 | 2,043 | 2,113 | 2,398 | |
| | 2号認定 (幼児教育の利用を希望) | 428 | 429 | 442 | 454 | 470 | | |
| | 計 | 2,355 | 2,360 | 2,431 | 2,497 | 2,583 | | |
| 保育 | 2号認定 (3～5歳児) | 南千住 | 773 | 744 | 738 | 751 | 771 | 3,851 |
| | | 荒川 | 294 | 295 | 295 | 313 | 334 | |
| | | 町屋 | 317 | 323 | 322 | 333 | 347 | |
| | | 尾久 | 505 | 499 | 512 | 512 | 528 | |
| | | 日暮里 | 498 | 527 | 564 | 595 | 619 | |
| | | 小計 | 2,387 | 2,388 | 2,431 | 2,504 | 2,599 | |
| | 3号認定 (0歳児) | 南千住 | 152 | 147 | 141 | 134 | 128 | |
| | | 荒川 | 70 | 70 | 70 | 69 | 69 | |
| | | 町屋 | 63 | 61 | 61 | 59 | 58 | |
| | | 尾久 | 101 | 100 | 97 | 95 | 94 | |
| | | 日暮里 | 119 | 122 | 125 | 131 | 132 | |
| | | 小計 | 505 | 500 | 494 | 488 | 481 | |
| | 3号認定 (1・2歳児) | 南千住 | 549 | 581 | 591 | 570 | 545 | |
| | | 荒川 | 224 | 246 | 270 | 269 | 268 | |
| | | 町屋 | 233 | 252 | 253 | 248 | 244 | |
| | | 尾久 | 372 | 394 | 396 | 387 | 379 | |
| | | 日暮里 | 442 | 462 | 465 | 480 | 494 | |
| | | 小計 | 1,820 | 1,935 | 1,975 | 1,954 | 1,930 | |
| 計 | 4,712 | 4,823 | 4,900 | 4,946 | 5,010 | | | |

25年度実績は、25年5月1日現在の各施設・事業の利用児数

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み - 1

| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 25年度実績 |
|----------------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地域子育て 交流サロン事業 | 南千住 | 18,271人 | 18,779人 | 18,723人 | 17,973人 | 17,167人 | 18,050人 |
| | 荒川 | 5,141人 | 5,533人 | 6,006人 | 6,051人 | 6,078人 | 9,963人 |
| | 町屋 | 5,083人 | 5,357人 | 5,492人 | 5,433人 | 5,362人 | |
| | 尾久 | 8,513人 | 8,787人 | 8,734人 | 8,566人 | 8,383人 | 7,708人 |
| | 日暮里 | 7,411人 | 7,699人 | 7,840人 | 8,082人 | 8,313人 | 3,436人 |
| | 計 | 44,419人 | 46,155人 | 46,795人 | 46,105人 | 45,303人 | 39,157人 |
| 妊婦健康診査 | 受診者数 | 2,058人 | 2,031人 | 2,008人 | 1,978人 | 1,956人 | 1,973人 |
| | 健診回数 | 21,937回 | 21,651回 | 21,411回 | 21,091回 | 20,851回 | 21,034回 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | 2,027人 | 2,010人 | 1,984人 | 1,962人 | 1,933人 | 1,804人 |
| 養育支援訪問事業 | | 632回 | 641回 | 652回 | 659回 | 665回 | 617回 |
| ショートステイ事業 | | 212日 | 215日 | 217日 | 220日 | 220日 | 171日 |
| ファミリー・サポ ート・センター事業 (就学児のみ) | 低学年 | 2,375回 | 2,416回 | 2,453回 | 2,490回 | 2,513回 | 2,478回 |
| | 高学年 | 700回 | 712回 | 713回 | 734回 | 741回 | |
| | 計 | 3,075回 | 3,128回 | 3,166回 | 3,224回 | 3,254回 | |
| 一時預かり事業 | 預かり保育(幼稚園)1号認定 | 5,247回 | 5,240回 | 5,344回 | 5,506回 | 5,714回 | |
| | 預かり保育(幼稚園)2号認定 | 67,410回 | 67,568回 | 69,915回 | 71,505回 | 74,025回 | |
| | 一時保育(保育所) | 5,531回 | 5,642回 | 5,717回 | 5,767回 | 5,834回 | 5,383回 |
| | ファミリー・サポート・センター | 7,617人 | 7,748人 | 7,867人 | 7,988人 | 8,062人 | 7,662人 |
| | 子育て交流サロン 一時預かり | 1,034回 | 1,073回 | 1,083回 | 1,071回 | 1,057回 | 679回 |
| | 計 | 86,839 | 87,271 | 89,926 | 91,837 | 94,692 | 13,724人 |
| 利用者支援 | | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | |

25年度実績は、年間延件数

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み - 2

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 25年度実績 | |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延長保育事業 (18時以降) | 延長保育(保育所) | 864人 | 882人 | 900人 | 918人 | 938人 | 646人 | |
| | 認証保育所 | 108人 | 108人 | 108人 | 108人 | 108人 | 108人 | |
| | 家庭福祉員 | 6人 | 6人 | 9人 | 9人 | 12人 | 1人 | |
| | 計 | 978人 | 996人 | 1,017人 | 1,035人 | 1,058人 | 755人 | |
| 病児・病後児保育事業 | | 834人 | 839人 | 839人 | 839人 | 839人 | 716人 | |
| 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) | 低学年 | 南千住 | 458人 | 470人 | 481人 | 479人 | 461人 | 340人 |
| | | 荒川 | 252人 | 250人 | 241人 | 238人 | 239人 | 245人 |
| | | 町屋 | 181人 | 181人 | 182人 | 178人 | 181人 | 178人 |
| | | 尾久 | 155人 | 155人 | 152人 | 153人 | 151人 | 182人 |
| | | 日暮里 | 224人 | 233人 | 244人 | 255人 | 272人 | 213人 |
| | | 小計 | 1,270人 | 1,289人 | 1,300人 | 1,303人 | 1,304人 | 1,158人 |
| | 高学年 | 南千住 | 60人 | 64人 | 64人 | 65人 | 66人 | / |
| | | 荒川 | 37人 | 36人 | 35人 | 35人 | 34人 | |
| | | 町屋 | 24人 | 24人 | 25人 | 26人 | 25人 | |
| | | 尾久 | 24人 | 22人 | 22人 | 22人 | 22人 | |
| | | 日暮里 | 30人 | 31人 | 32人 | 33人 | 33人 | |
| | 小計 | 175人 | 177人 | 178人 | 181人 | 180人 | | |
| | 計 | 1,445人 | 1,466人 | 1,478人 | 1,484人 | 1,484人 | 1,158人 | |

25年度実績は、学童クラブは25年4月1日現在の登録児童数、それ以外は年間延件数